

甲 第 189 号 議 案

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和 32 年市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 12 項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 190 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

（単位 円）

使 用 物 件		単 位	使用料
道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以 下「法」とい う。）第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	630
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	960
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1,300
	その他の柱類	1 本につき 1 年	56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	550
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	340
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1 個につき 1 年	1,100

	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	101
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	340
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	670

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

行政財産の目的外使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 191 号 議 案

岡山市地域活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市地域活性化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域活性化センター条例の一部を改正する条例

岡山市地域活性化センター条例（平成18年市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市吉田生活改善センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

岡山市吉田生活改善センターを廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 192 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

「  
別表中

岡山市竹枝コミュニティハウス	岡山市北区建部町 吉田808番地1	竹枝学区コミュニティ協議会	
----------------	----------------------	---------------	--

を  
」

「  
に改める。  
」

岡山市竹枝コミュニティハウス	岡山市北区建部町 吉田808番地1	竹枝学区コミュニティ協議会	
岡山市七区コミュニティハウス	岡山市南区西七区 231番地	七区学区コミュニティ協議会	

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前においても、第2条の2の規定に基づく岡山市七区コミュニティハウスに係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

#### 提案理由

岡山市七区コミュニティハウスを設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。



甲 第 193 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成 1 7 年市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

使 用 物 件		単 位	使用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 3 0 円
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	9 6 0 円
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1, 3 0 0 円
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	5 6 0 円
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	8 9 0 円
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	1, 2 0 0 円
	その他の柱類	1 本につき 1 年	5 6 円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6 円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 5 0 円
	地下に設ける変圧器	使用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	3 4 0 円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
水道管, 下水道管, ガス管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	101円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	340円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	670円
歩廊, 雪よけ その他これらに類する施設	天幕, 日よけ, 雨よけ(仮設ひさし)その他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円

道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	810円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
露天, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等の際し, 一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	270円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	270円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
標識		1本につき1年	890円
旗ざお	祭礼, 縁日等の際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	27円
	その他のもの	1本につき1月	270円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等の際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,700円
	その他のもの	1基につき1月	1,300円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	270円
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時		使用面積1平方メートルにつき1月	110円

収容施設		
水路上空に設ける遮蔽物	使用面積1平方メートルにつき1年	200円

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

公共物使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 194 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提 出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和 2 8 年市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位 円）

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 3 0
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	9 6 0
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1, 3 0 0
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	5 6 0
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	8 9 0
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	1, 2 0 0
	その他の柱類	1 本につき 1 年	5 6
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6
	地下に設ける電線その他の線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 5 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ	3 4 0

		メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1, 100
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2, 700
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1, 100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	101
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	340
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	670
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1, 100

法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.005 を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300
	地下に設ける通路		占用面積1平方メ ートルにつき1年	810
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,100
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	270	
道路法施行 令(昭和2 7年政令第 479号。 以下「政 令」とい う。)第7 条第1号に 掲げる物件	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設けるも の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	270
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	2,700
	標識		1本につき1年	890
	旗ざお	祭礼, 縁日その他 の催しに際し, 一 時的に設けるもの	1本につき1日	27
		その他のもの	1本につき1月	270
	幕(政令第7 条第4号に掲 げる工事用施	祭礼, 縁日その他 の催しに際し, 一 時的に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	27

	設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,700
		その他のもの	1基につき1月	1,300
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	270
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	110
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額



掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額

#### 附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占有している者が、施行日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件の占有料の額は、占有物件ごとに算出した占有料の額が占有物件ごとに算出した前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額を超える場合には、改正後の別表の規定にかかわらず、前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額とする。
- 施行日前に占有許可を受けた者に係る占有料で、施行日前に納入通知があったものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 提案理由

道路占有料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 195 号 議 案

岡山市下水道事業負担金条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道事業負担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市下水道事業負担金条例の一部を改正する条例

岡山市下水道事業負担金条例（昭和 4 6 年市条例第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 1 3 項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 196 号 議 案

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 2 4 年市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 土地占用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 土地占用料

占 用 物 件		単 位	占用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 3 0 円
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	9 6 0 円
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	1, 3 0 0 円
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	5 6 0 円
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	8 9 0 円
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	1, 2 0 0 円
	その他の柱類	1 本につき 1 年	5 6 円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	6 円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	3 円
	地上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 5 0 円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
ガス管, 水道管, 下水道管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	50円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	101円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	340円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	670円
	歩廊, 雪よけ	天幕, 日よけ, 雨よけ (仮設)	占用面積1平方メートルにつき1年

その他これらに類する施設	ひさし) その他これらに類するもの	一トルにつき1年	
通路その他これに類する施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円
	地下に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	810円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円
露店, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	270円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	270円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700円
標識		1本につき1年	890円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	27円
	その他のもの	1本につき1月	270円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	27円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	270円
アーチ	河川を横断するもの	1基につき1月	2,700円
	その他のもの	1基につき1月	1,300円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	270円

耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設	占用面積1平方メートルにつき1月	110円
上空に設ける遮蔽物	占用面積1平方メートルにつき1年	200円
上記以外の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	200円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に占用許可を受けた者に係る占用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

準用河川の土地占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 197 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和 37 年市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 54 条第 10 号」を「第 54 条第 11 号」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。）をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、第 12 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 12 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する

構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第54条第1項ただし書中「第12号」を「第13号」に改め、同項第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第54条第2項中「第13号」を「第14号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。



## 提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 198 号 議 案

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び岡山市職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び岡山市職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び岡山市職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例

(岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成 28 年  
市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び養護助教諭」を「，養護助教諭及び講師」に改める。

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和 26 年市条例第 5 号）の一部を次のように  
改正する。

別表第 2 教育職給料表イ教育職給料表（2）備考 1 中「及び助教諭」を「，助教諭及  
び講師」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の岡山市立幼稚園の教育  
職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の岡山市  
職員の給与に関する条例（以下これらの条例を「改正後条例」という。）の規定は、令  
和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行の前日に、第 1 条の規定による改正前の岡山市立幼稚園の教育職員の

給与等に関する特別措置に関する条例に基づいて講師に対して支給された教職調整額及び第2条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例に基づいて講師に対して支給された給与は、その支給する権限を遡って市長に付与するとともに、改正後条例の規定に基づいて支給された教職調整額及び給与とみなす。

#### 提案理由

教育職員の範囲を改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 199 号 議 案

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成 28 年市条例第 6  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（管理職手当）

第 8 条の 3 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教育職員のうち別表第 3 に定める  
ものに対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定により支給する管理職手当の額は、その者の属する職務の級における最高  
の号給の給料月額額の 100 分の 25 を超えない範囲において教育委員会規則で定める。

（給与条例の適用を受ける職員に関する規定の準用）

第 8 条の 4 給与条例第 14 条の 4 及び第 14 条の 8 の規定は、前条第 1 項に規定する教  
育職員について準用する。

第 10 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

第 12 条の 2 教育職員でその職務の級が 2 級以上で教育委員会規則で定めるものについ

ては、第1条第2項の規定においてその例によるものとされる給与条例第18条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。ただし、給与条例第3条の3第1項の育児短時間勤務職員等については、「給料及び教職調整額の月額」とあるのは、「給料及び教職調整額の月額を給与条例第3条の3第1項の算出率で除して得た額」とする。

2 前項の規定は、給与条例第19条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前項中「給与条例第18条第4項」とあるのは、「給与条例第19条第3項」と読み替えるものとする。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,200	181,200	270,100	299,000	413,000
	2	166,700	183,300	272,600	301,600	414,500
	3	168,200	185,400	274,900	304,500	416,000
	4	169,700	187,600	277,200	306,900	417,500
	5	171,400	189,700	279,700	309,400	418,900
	6	173,300	191,900	282,100	311,700	420,300
	7	175,100	194,100	284,300	314,000	421,800
	8	176,900	196,300	286,500	316,400	423,400
	9	178,600	198,600	288,600	318,800	424,800
	10	180,700	201,400	290,900	321,200	426,200
11	182,800	204,200	293,300	323,900	427,600	

12	184,800	206,900	295,400	326,800	428,900
13	186,700	209,700	297,800	329,200	430,200
14	188,900	211,400	299,800	331,100	431,600
15	191,200	213,000	301,700	333,000	433,000
16	193,500	214,700	303,700	335,100	434,400
17	195,700	216,600	305,800	337,100	435,600
18	198,300	218,200	308,200	339,300	436,900
19	200,800	219,900	310,700	341,400	438,100
20	203,400	221,500	313,400	343,400	439,400
21	205,900	223,200	315,600	345,600	440,500
22	207,600	225,100	318,000	347,500	441,700
23	209,300	226,900	320,200	349,800	443,000
24	211,000	228,700	322,800	352,100	444,300
25	212,600	230,200	325,400	353,800	445,600
26	214,000	232,200	327,700	355,600	446,800
27	215,600	234,200	329,900	357,500	447,800
28	217,100	236,200	332,000	359,400	448,900
29	218,600	237,900	334,200	361,200	450,100
30	220,300	240,600	335,900	363,000	450,900
31	221,900	243,300	338,100	364,700	451,700
32	223,600	246,000	340,300	366,600	452,600
33	224,900	248,700	342,100	367,900	453,500
34	226,600	251,600	344,200	369,600	454,000
35	228,200	254,400	346,300	371,100	454,500
36	229,800	257,100	348,300	372,900	455,000
37	231,200	259,700	350,300	374,800	455,500
38	232,900	262,200	352,200	376,300	
39	234,600	264,700	354,200	377,600	

40	236,300	267,000	356,100	379,200
41	238,000	269,600	357,600	380,300
42	239,800	272,000	359,400	381,700
43	241,600	274,200	361,000	383,100
44	243,300	276,400	362,700	384,600
45	245,000	278,500	364,500	386,000
46	246,600	280,700	366,200	387,600
47	248,000	282,900	367,500	389,200
48	249,400	284,800	369,100	390,700
49	250,600	287,100	370,300	392,100
50	252,000	289,000	371,800	393,600
51	253,400	290,900	373,400	395,100
52	254,600	292,900	375,000	396,500
53	255,700	294,600	376,400	397,700
54	257,100	296,900	377,900	399,000
55	258,300	299,200	379,400	400,100
56	259,300	301,700	380,900	401,200
57	260,500	303,700	382,400	402,600
58	261,700	306,100	383,800	403,800
59	262,800	308,300	385,200	405,000
60	264,000	310,900	386,500	406,300
61	265,400	313,200	387,400	407,500
62	266,200	315,600	388,600	408,500
63	267,400	317,900	389,800	409,900
64	268,300	320,100	390,900	411,200
65	269,300	322,300	391,800	412,400
66	270,700	324,300	393,000	413,500
67	271,800	326,400	394,000	414,700

68	273,100	328,600	395,100	415,800
69	274,700	330,500	396,300	416,800
70	276,200	332,600	397,300	418,000
71	277,500	334,700	398,400	419,200
72	278,900	336,700	399,600	420,400
73	279,900	338,800	400,600	421,000
74	280,900	340,900	401,700	421,800
75	282,200	343,100	402,800	422,500
76	283,400	345,300	403,900	423,000
77	284,600	347,000	404,800	423,300
78	285,700	348,900	405,700	423,700
79	286,900	350,600	406,700	424,100
80	288,100	352,400	407,700	424,500
81	289,300	354,200	408,500	424,800
82	290,200	356,000	409,300	425,200
83	291,400	357,400	410,000	425,600
84	292,600	359,200	410,800	425,900
85	293,500	360,400	411,500	426,200
86	294,400	362,000	412,300	426,600
87	295,100	363,500	413,000	427,000
88	296,100	365,000	413,700	427,300
89	297,100	366,300	414,300	427,600
90	298,000	367,600	415,000	427,900
91	298,900	369,000	415,500	428,200
92	299,700	370,400	416,200	428,400
93	300,000	371,900	416,600	428,600
94	300,700	373,200	417,000	
95	301,400	374,500	417,300	



96	302,200	375,700	417,600
97	303,000	376,700	417,900
98	303,800	377,700	418,200
99	304,600	378,700	418,500
100	305,300	379,700	418,700
101	306,200	380,600	418,900
102	306,700	381,600	419,200
103	307,200	382,600	419,500
104	307,700	383,600	419,700
105	307,900	384,400	419,900
106	308,300	385,300	420,200
107	308,600	386,200	420,500
108	308,800	387,200	420,700
109	309,000	388,000	420,900
110	309,200	389,000	
111	309,500	390,000	
112	309,800	391,000	
113	310,000	391,600	
114	310,200	392,500	
115	310,400	393,400	
116	310,700	394,300	
117	311,000	395,100	
118	311,300	395,800	
119	311,600	396,600	
120	311,900	397,400	
121	312,100	398,000	
122	312,300	398,800	
123	312,500	399,500	

124	312,800	400,200
125	313,100	400,800
126		401,500
127		402,000
128		402,600
129		403,300
130		403,900
131		404,400
132		404,900
133		405,200
134		405,500
135		405,800
136		406,100
137		406,400
138		406,700
139		407,000
140		407,300
141		407,600
142		407,900
143		408,200
144		408,500
145		408,700
146		409,000
147		409,300
148		409,500
149		409,700
150		410,000
151		410,300

	152		410,500			
	153		410,700			
	154		411,000			
	155		411,300			
	156		411,500			
	157		411,700			
再任用職員		230,600	277,400	304,400	330,700	411,500

別表第2の1級の項及び2級の項を次のように改める。

1級	講師，助教諭，養護教諭（任期を定めた採用及び臨時的任用に係るものに限る。），養護助教諭又は栄養教諭（任期を定めた採用及び臨時的任用に係るものに限る。）の職務
2級	教諭，養護教諭（再任用及び任用の期限を付さない任用に係るものに限る。）又は栄養教諭（再任用及び任用の期限を付さない任用に係るものに限る。）の職務

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条の3関係）

支給の区分	職制上の段階
1－1種	校長級の職務にある者
1－2種	
1－3種	
1－4種	
2－1種	教頭級の職務にある者
2－2種	

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第10条関係）

教員特殊業務手当の支給を受ける者の範囲	教員特殊業務手当の額
---------------------	------------

<p>1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した職員</p>	<p>非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、1日につき 8,000円（教育委員会が定める場合にあつては、4,000円）</p> <p>ただし、被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合は、1日につき 16,000円</p> <hr/> <p>児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、1日につき 7,500円</p> <hr/> <p>児童又は生徒に対する緊急の補導業務に、岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項に規定する週休日若しくは同条例第6条第1項の規定による休日（同条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）</p> <p>（以下「週休日等」という。）以外の日に6時間以上又は週休日等に7時間45分以上従事した場合は、1日につき 7,500円</p> <p>週休日等以外の日に3時間以上6時間未満又は週休日等に4時間以上7時間45分未満従事した場合は、1日につき 3,750円</p>
<p>2 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴う業務に従事した</p>	<p>1日 5,100円</p>

職員	
3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴う業務又は週休日等に行う業務に従事した職員	1日 5,100円
4 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動という。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は正規の勤務時間が3時間30分から4時間15分である日に行う業務に従事した職員	4時間程度従事した場合は、1日につき 3,600円 3時間程度従事した場合は、1日につき 2,700円 2時間程度従事した場合は、1日につき 1,800円
5 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は正規の勤務時間が3時間30分から4時間15分である日に行う業務に従事した職員	1日 2,250円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

管理又は監督の地位にある教育職員に管理職手当を支給する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 240 号 議 案

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例（昭和 3 6 年市条例第 4 8 号）の一  
部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「一の年ごと」を「一の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までをいう。  
以下同じ。）ごと」に，「一の年に」を「一の年度に」に改め，同項第 2 号中「当該年」  
を「当該年度」に，「その年」を「その年度」に改め，同項第 3 号中「当該年の前年」を  
「当該年度の前年度」に，「当該年に」を「当該年度に」に改め，同条第 2 項中「当該年  
の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第 1 3 条第 3 項中「1 暦年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る令和 3  
年度における年次休暇の日数は，改正後の第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，  
令和 3 年 1 月 1 日（同日の翌日から施行日の前日までの間に職員となった者にあつては，  
新たに職員となった日。以下「基準日」という。）における改正前の第 9 条第 1 項及び

第2項の規定による年次休暇の日数から基準日から施行日の前日までの間に与えられた年次休暇の日数を減じて得た日数に、改正後の第9条第1項の年次休暇の日数に0.25を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を加えて得た日数とする。

- 3 施行日の前日に在職する職員に係る令和3年度における組合休暇の日数は、改正後の第13条第3項の規定にかかわらず、基準日における改正前の同項の規定による組合休暇の日数から基準日から施行日の前日までの間に与えられた組合休暇の日数を減じて得た日数に、改正後の同項の組合休暇の日数に0.25を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を加えて得た日数（当該加えて得た日数が30日を超えるときには、30日）とする。

#### 提案理由

年次休暇及び組合休暇の日数の単位を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 241 号 議 案

岡山市職員の修学部分休業に関する条例及び岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の修学部分休業に関する条例及び岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の修学部分休業に関する条例及び岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

(岡山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の修学部分休業に関する条例（平成 20 年市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の月額」の次に「（給料の調整額及び教職調整額を含む。）」を、「初任給調整手当」の次に「，義務教育等教員特別手当」を加える。

(岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成 20 年市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料の月額」の次に「（給料の調整額及び教職調整額を含む。）」を、「初任給調整手当」の次に「，義務教育等教員特別手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由



修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の給与の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 242 号 議 案

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和 2 7 年市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表社会福祉等業務手当の部中 3 の項を 4 の項とし、同部 2 の項中「児童相談所又は」を削り、同項を同部 3 の項とし、同部中 1 の項の次に次のように加える。

2 児童相談所に勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員	1 日 1, 0 0 0 円
-----------------------------------	----------------

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

- 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 2 条の表防疫等作業手当の部及び第 3 条第 2 項の規定は適用しない。
- 前項の防疫等作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合

にあつては、4,000円)とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は令和2年4月1日から適用し、改正後の附則第2項及び第3項の規定は同年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

#### 提案理由

社会福祉等業務手当の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 243 号 議 案

岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提 出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例  
(岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (平成 1 8 年市条例第 7 号)  
の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「ときは」の次に「, 令和 3 年 3 月 3 1 日までの間においては」を加え  
る。

第 2 条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (平成 2 0 年市条例第 8 号)  
の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「多いときは」の次に「, 令和 3 年 3 月 3 1 日までの間においては」を  
加える。

第 3 条 岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (平成 2 6 年市条例第 1 5 0  
号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「ときは」の次に「, 令和 3 年 3 月 3 1 日までの間においては」を加え  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

退職手当の経過措置の適用期間を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 244 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和 26 年市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改める。

第 2 条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改める。

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 市長、副市長等の給与に関する条例(昭和 26 年市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 225」を「100 分の 220」に改める。

第 4 条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 220」を「100 分の 222.5」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 5 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

人事委員会勧告に伴い、職員等の期末手当の支給割合を改定するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。